

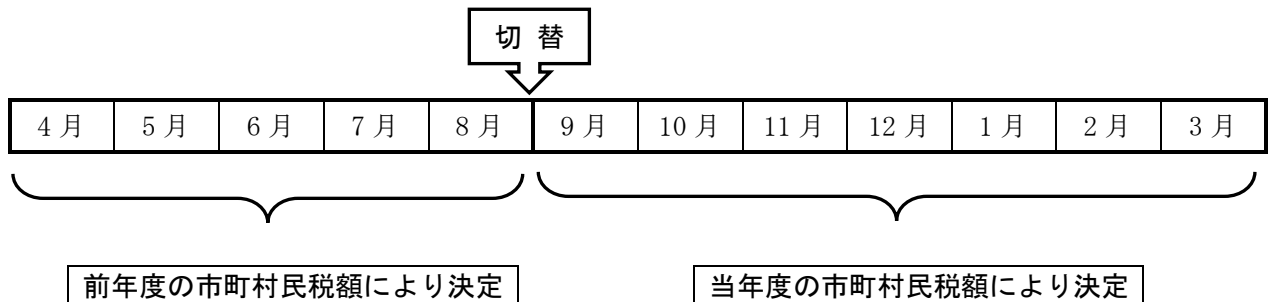
# 保育料（利用者負担額）の算定について

認定こども園及び保育園は、国・県・市の負担金と保護者等からご負担いただく保育料によって運営されています。つまり、保育料として、運営費（人件費、事業費、管理費、給食材料費等）の一部をご負担いただくことになります。

また、保育料は、保護者等の市町村民税（住民税）の課税額に応じた負担（応能負担）が基本となり、国で定める基準を上限として市が決定します。

## 1. 保育料の決定

- ・児童の満年齢（当年度4月1日現在）と保育必要量（保育標準時間、保育短時間）、保護者等の市町村民税額に応じて決まります。
- ・保育料は毎年9月に切り替えとなります。



- ・住宅借入等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金税額控除等の税額控除がある場合は、控除前の市町村民税額が算定の基準になります。
- ・年少扶養（16歳未満の子ども）がついている場合は、年少扶養の数×22,800円を控除した額で保育料を決定します。控除方法は、父母それぞれの所得割額から、各年少扶養を控除した後に合算して算定します。

## 2. 課税額算定対象者

- ・保育料はその児童と同一世帯で、生計を一つにしている父母、またそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合）の市町村民税額の合計額で算定します。
- ・父母共に非課税で、かつ父母どちらも所得が38万円以下である場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税額で算定することがあります。



#### 4. 算定の例

##### ●ケース1

(単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	100,000	3,500	2	
母	30,000	3,500	0	

・父母共に所得割額がある場合は、父母の所得割額で算定

$$\left. \begin{array}{l} \text{(父) } ①100,000 \text{ 円} - (③2 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 54,400 \text{ 円} \\ \text{(母) } ①30,000 \text{ 円} - (③0 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 30,000 \text{ 円} \end{array} \right\} 84,400 \text{ 円} \Rightarrow \begin{array}{l} \boxed{\text{1号:第4階層}} \\ \boxed{\text{2・3号:D7階層}} \end{array}$$

##### ●ケース2

(単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	④税額控除
父	100,000	3,500	1	・住宅借入控除 20,000 円 ・寄付金控除 20,000 円
母	30,000	3,500	1	

・父母共に所得割額がある場合は、父母の所得割額で算定。税額控除があるため、控除前の税額で算定

$$\left. \begin{array}{l} \text{(父) } (①100,000 \text{ 円} + ④40,000 \text{ 円}) - (③1 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 117,200 \text{ 円} \\ \text{(母) } ①30,000 \text{ 円} - (③1 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 7,200 \text{ 円} \end{array} \right\} 124,400 \text{ 円} \Rightarrow \begin{array}{l} \boxed{\text{1号:第4階層}} \\ \boxed{\text{2・3号:D9階層}} \end{array}$$

##### ●ケース3

(単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	40,000	3,500	2	
母	20,000	3,500	0	

・父母共に所得割額がある場合は、父母の所得割額で算定。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(父) } ①40,000 \text{ 円} - (③2 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 0 \text{ 円} \\ \text{(母) } ①20,000 \text{ 円} - (③0 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 20,000 \text{ 円} \end{array} \right\} 20,000 \text{ 円} \Rightarrow \begin{array}{l} \boxed{\text{1号:第4階層}} \\ \boxed{\text{2・3号:D3階層}} \end{array}$$

##### ●ケース4

(単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	0	3,500	1	
母	0	0	0	

・均等割額のみの場合は、均等割額で算定

$$\text{(父) 均等割額のみ} \Rightarrow \begin{array}{l} \boxed{\text{1号:第3階層}} \\ \boxed{\text{2・3号:C階層}} \end{array}$$

##### ●ケース5

(単位:円)

算定対象者	①所得割額	②均等割額	③年少扶養	税額控除
父	0	0	2	
母	0	0	0	
祖父	70,000	3,500	0	
祖母	10,000	3,500	0	

・父母共に非課税(所得38万円以下)である場合は、同居の扶養義務者(祖父母等:最も収入があるかた)の所得割額で算定

$$\text{(祖父) } ①70,000 \text{ 円} - (③0 \text{ 人} \times 22,800 \text{ 円}) = 70,000 \text{ 円} \Rightarrow \begin{array}{l} \boxed{\text{1号:第4階層}} \\ \boxed{\text{2・3号:第6階層}} \end{array}$$

## 5. 保育料基準表

### ◆令和4年度 1号認定こどもの保育料・給食費◆

令和元年10月1日～

階層区分		保育料の 月額 (単位：円)	給食費（副食 費・主食費） の月額		
第1階層	生活保護世帯	0円	0円		
第2階層	市町村民税非課税世帯（ひとり親世帯等） ※市町村民税均等割のみ課税世帯含む	0円	0円		
第3階層	市町村民税非課税世帯 ※市町村民税均等割のみ課税世帯含む	0円	0円		
第4階層	市町村民税所得割課税世帯	課税額31,501円	ひとり親世帯等	0円	0円
		未満	ひとり親世帯等以外	0円	0円
		課税額31,501円以上		0円	4,700円

※4月～8月分の給食費は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分までの給食費は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については【年少扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した額で給食費を決定します。

※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者（祖父母等）の課税額で給食費を算定する場合があります。

※修正申告により年度途中で市町村民税所得割課税額の更正があった場合は給食費を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度（4月～翌年3月）に限り遡って適用します。前年度以前の給食費の変更は行いません。

#### <給食費の減免について>

- ・ 18歳未満の子が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。

ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。

※対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第11条において読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき

◆令和4年度 2号認定こども（3歳以上児）の保育料・給食費◆

保育料：令和元年10月1日～ 給食費：令和4年 4月1日～

階層区分		保育料の月額	給食費(副食費・主食費・おやつ代)の月額	備考	
A	生活保護世帯	0円	0円		
B1	市町村民税非課税ひとり親世帯等	0円	0円		
B2	市町村民税非課税ひとり親世帯等以外	0円	0円		
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外	0円	0円	
D1	市町村民税所得割課税額 3,000円未満	ひとり親世帯等	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外	0円	0円	
D2	市町村民税所得割課税額 3,000円以上 12,000円未満	ひとり親世帯等	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外	0円	0円	
D3	市町村民税所得割課税額 12,000円以上 21,000円 未満	12,100円未満 ひとり親世帯等	0円	0円	
		ひとり親世帯等以外	0円	0円	
	12,100円以上 未満	ひとり親世帯等	0円	5,000円	▲
		ひとり親世帯等以外	0円	5,000円	
D4	市町村民税所得割課税額 21,000円以上 39,000円 未満	31,501円未満のひとり親世帯等	0円	5,000円	▲
		上記以外	0円	5,000円	
D5	市町村民税所得割課税額 39,000円以上 57,000円未満	0円	5,000円		
D6	市町村民税所得割課税額 57,000円以上 75,000円未満	0円	5,000円		
D7	市町村民税所得割課税額 75,000円以上 93,000円未満	0円	5,000円		
D8	市町村民税所得割課税額 93,000円以上 123,300円未満	0円	5,000円		
D9	市町村民税所得割課税額 123,300円以上 255,100円未満	0円	5,000円		
D10	市町村民税所得割課税額 255,100円以上 351,400円未満	0円	5,000円		
D11	市町村民税所得割課税額 351,400円以上	0円	5,000円		

※4月～8月分の給食費は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分までの給食費は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については、【年少扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した金額で給食費を決定します。

※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者（祖父母等）の課税額で給食費を算定する場合があります。

※修正申告により年度途中で市町村民税所得割課税額の更正があった場合は給食費を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度（4月～翌年3月）に限り遡って適用します。前年度以前の給食費の変更は行いません。

<給食費の減免について>

・備考▲の世帯

生計を一にする最年長の子どもから2人目以降は無償になります。

・18歳未満の子が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。

ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。

※対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第11条において読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき

◆令和4年度 3号認定こども（3歳未満児）の保育料・給食費◆

令和元年10月1日～

階層区分		保育料（給食費含む）		備考	
		保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護世帯		0円	0円	
B1	市町村民税非課税ひとり親世帯等		0円	0円	
B2	市町村民税非課税ひとり親世帯等以外		0円	0円	
C	市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等	4,000円	3,950円	▲
		ひとり親世帯等以外	9,000円	8,900円	●
D1	市町村民税所得割課税額 3,000円未満	ひとり親世帯等	5,000円	4,950円	▲
		ひとり親世帯等以外	11,000円	10,900円	●
D2	市町村民税所得割課税額 3,000円以上 12,000円未満	ひとり親世帯等	6,850円	6,750円	▲
		ひとり親世帯等以外	13,700円	13,500円	●
D3	市町村民税所得割課税額 12,000円以上 21,000円 未満	12,100円未満 ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	▲
		ひとり親世帯等以外	18,700円	18,400円	●
	12,100円以上	ひとり親世帯等	9,000円	9,000円	▲
		ひとり親世帯等以外	18,700円	18,400円	
D4	市町村民税所得割課税額 21,000円以上 39,000円 未満	31,501円未満のひとり親世帯等	9,000円	9,000円	▲
		上記以外	23,000円	22,700円	
D5	市町村民税所得割課税額 39,000円以上 57,000円未満		28,000円	27,600円	
D6	市町村民税所得割課税額 57,000円以上 75,000円未満		32,000円	31,500円	
D7	市町村民税所得割課税額 75,000円以上 93,000円未満		35,500円	34,900円	
D8	市町村民税所得割課税額 93,000円以上 123,300円未満		38,500円	37,900円	
D9	市町村民税所得割課税額 123,300円以上 255,100円未満		42,500円	41,800円	
D10	市町村民税所得割課税額 255,100円以上 351,400円未満		48,000円	47,200円	
D11	市町村民税所得割課税額 351,400円以上		62,000円	61,000円	

※4月～8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月～翌年3月分までの保育料は当該年度の市町村民税額に基づいて決定します。

※この表の「3歳未満児」とは、当該年度の4月1日現在において3歳に達していない児童をいい、その児童が年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中の保育料は3歳未満児として適用します。

※年少扶養控除対象となる子がいる世帯の市町村民税所得割課税額については、【年少扶養(16歳未満の子ども)の数×22,800円】を控除した金額で保育料を決定します。

※保護者が非課税の場合は、同居する家計の主さい者（祖父母等）の課税額で保育料を算定する場合があります。

※修正申告により年度途中で市町村民税所得割課税額の更正があった場合は保育料を算定しなおしますので、こども教育課幼児教育係までご連絡ください。提出日の属する年度（4月～翌年3月）に限り遡って適用します。前年度以前の保育料の変更は行いません。

<各種負担軽減措置について>

備考▲の世帯

- ・生計を一にする最年長の子どもから2人目以降は無償になります。

備考●の世帯

- ・生計を一にする最年長の子どもから2人目は半額になります。
- ・生計を一にする子が3人以上いる世帯は、3人目以降が無償になります。

上記以外の世帯

- ・兄弟姉妹が同時に入園している場合は、最年長の子どもから2人目が半額になります。
- ・18歳未満の子が3人以上いる世帯は、3人目以降無償になります。  
ただし、次に掲げる世帯は無償化の対象とはなりません。

ア 対象子どもの保護者の前年の所得が、その者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無並びに数に応じて児童手当法施行令第11条において読み替えて準用される同令第1条に規定する額を超えるとき

イ 対象子どもの保護者の保育を必要とする事由が就労の場合で、次の要件を満たさないとき

（ア） 就労時間（休憩時間含む）が6時間以上、または保護者本人が社会保険に加入していること

（イ） 自営業で事業主以外の保護者にあつては専従者給与の支払いがあること

ウ 対象子どもの保護者の保育を必要とする事由が求職活動であるとき



## 6. 保育料が変更になるケース

以下のケースについては、保育料が変更となる場合があります。

- (1) 同時入園している兄弟（姉妹）が、卒園、退園した場合
- (2) 兄弟（姉妹）が入園し、同時入園になった場合
- (3) 婚姻・離婚された場合
- (4) 修正申告等により税額に変更があった場合
  - ・ 申出日の属する年度（4月～翌年3月）に限り遡って適用します。前年度以前の保育料の変更はいたしません。
  - ・ 確定申告をしている場合は、扶養の付け替えの修正申告はできません。

※上記（3）（4）に該当する場合は、必ず園又はこども教育課までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

妙高市教育委員会

こども教育課 幼児教育係

（電話0255-74-0040）